

2023 年 11 月 7 日

半田市議会

議長 沢田 清 様

(陳情者)



「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の 提出を求める陳情書

【趣旨】

政府は、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一本化することを含んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(マイナンバー法等一部「改正」法)」を成立させ、2024 年秋の保険証廃止に向けて準備を進めています。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化については、法案審議の過程やその後の各種調査のなかで様々な問題が明らかになっています。別人情報が紐付け・登録されている事例など、大きな医療事故に繋がりがねない重大なトラブルも続々と報告されており、この様な問題を解決しないまま、現行の健康保険証を廃止することは国民の健康と命を脅かすものです。

問題を解決するのにもっとも有効な方法は、これまで同様、健康保険証は全員に交付した上で、マイナンバーカードの保険証利用は任意とすることです。

つきましては、国に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを要請します。

【陳情事項】

国に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出してください。



現行の健康保険証の存続を求める意見書(案)

政府は、2023年の通常国会で、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一本化することを含んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(マイナンバー法等一部「改正」法)」を成立させ、2024年秋の保険証廃止に向けて準備を進めている。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化については、法案審議の過程やその後の各種調査で様々な問題が明らかになってきている。別人情報が紐付け・登録されている事例など、命に関わる事故に繋がりがかねない重大なトラブルも続々と報告されている。このような問題を解決しないまま、2024年秋に現行の健康保険証を廃止することは国民の健康と命を脅かすものである。

愛知県保険医協会が実施した会員アンケート調査(回答数 937 件)では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関 805 件のうち、約 7 割にあたる 565 件が何らかのトラブルを経験している。トラブルの内容として、他人の情報が紐づけられていたケースが 16 件あり、誤紐づけによる投薬・診療情報の取り違えは、命に関わる事故につながりがかねない。機微性の高い医療情報を他人が閲覧できる状態になっていたことは重大な問題である。また、保険資格が確認出来ず、窓口で 10 割負担となったケースが 65 件あり、経済的理由により受診が困難となることも懸念される。

健康保険証の廃止ありきで、マイナンバーカードの代理交付・申請補助や第三者によるマイナンバーカード管理を進めるならば、協力を求められる医療・介護現場には負担と責任が課せられ、人手不足にも拍車がかかる。自治体の窓口でも発行業務に加えて、住民からの相談への対応も迫られており、現場への負荷が大きくなっている。

これらの問題を解決するのにもっとも有効な方法は、これまで同様、健康保険証は全員に交付した上で、マイナンバーカードの保険証利用は任意とすることである。

このため、国においては 2024 年秋以降も現行の健康保険証を存続することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣 宛

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書（案）

世界保健機関（以下「WHO」）では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO 憲章第 21 条に基づく国際約束である国際保健規則（IHR2005）（以下「国際保健規則」）を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関する WHO 条約、協定その他の国際文書」（以下「パンデミック条約」）を新しく制定する協議が、令和 3 年 12 月の WHO 総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められている。令和 6 年 5 月の WHO 総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。現在 WHO のウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

- ・加盟国が WHO の勧告に従うことを予め約束し、WHO の勧告に法的拘束力を持たせる
- ・ WHO が国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う
- ・ ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断が WHO の勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的な人権や国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念される。

また第 18 条に「虚偽の誤解を招く誤情報または技情報と闘う」という文言があり、WHO や政府の公約見解と整合しないものを一方的に偽情報として言論空間から締め出し、意見・表現の自由が制限されてしまうことが想定される。しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言い難い状況にある。よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 現在 WHO 総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること
- 2 議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること
- 3 パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること。

ここに、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 11 月 20 日

半田市議会議員 沢田 清